**第45回大阪府人権施策推進審議会　議事概要**

**（開催要領）**

日時：令和5年７月10日（月）午後1時から3時まで

場所：大阪府庁新別館南館大研修室

　　　（ウェブ会議併用）

出席委員：（会場出席） 小野委員

　　　　 （ウェブ出席）大槻委員、億委員、勝山委員、千代松委員、内藤委員、山野委員

（計7名）

**（議事次第）**

1. 開会
2. 議題　「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の改正について
3. 閉会

（議事録概要）【◎：会長の発言　○：委員の発言　●：事務局等の説明、応答等】

●事務局
　前回の審議会で委員の皆様からいただいたご意見について、事務局として十分な回答ができなかったものや 、補足させていただきたい点についてご説明させていただきます。資料2をご覧ください。全部で3点ございます。
　1点目でございます。前回、審議会で諮問いたしました事項の、項目1の削除要請について説明します。ご意見として、誹謗中傷については削除要請の対象とせず、今後の検討課題とするということだが、不当な差別と誹謗中傷が渾然一体となった事象が多数存在すると考えられ、線引きが困難ではないかといったご意見をいただきました。現在、大阪府では、いわゆる同和地区の摘示やヘイトスピーチについて削除要請を行っておりまして、ご指摘の通り不当な差別的言動等にも誹謗中傷にも該当するようなものも見受けられるところでございます。このような場合、例えばヘイトスピーチについては、人種や民族といった共通の属性を理由としたものは不当な差別的言動等の要素が含まれるため、削除要請の対象としています。資料の点線で囲まれた中に、法務省の人権擁護機関が削除要請を行った事例を記載してございます。この事例では、在日外国人ということを理由とする不当な差別的言動等と名誉感情を侵害する誹謗中傷のいずれにも該当するものですが、 不当な差別的言動の要素が含まれており、府においても削除要請の対象となると考えています。今般の改正で、誹謗中傷については削除要請の対象としないとご説明申し上げましたが、誹謗中傷に該当するものは全て対象にしないということではなく、誹謗中傷の要素はあっても、不当な差別的言動の要素が含まれているものであれば 改正条例の対象とし、削除要請の対象としてまいりたいと考えております。明らかに不当な差別的言動については、これまでの取り組み実績から特定は可能と考えており、今後、人権課題の対象を拡充するにあたっても、 まずは不当な差別的言動から削除要請の対象としていきたいと考えております。
　次に、前回審議会で諮問いたしました事項の項目3の大阪府人権施策推進審議会への諮問についてでございます。ご意見として、インターネットを媒介とするいじめ事件や個別の差別事象が年々増加している状況で、こうした事象に警鐘を鳴らしていくためにも、人権施策推進審議会の役割として、個別にかつ迅速に対応できるような仕組みについて検討すべきではないかといったご意見をいただきました。個別の差別事象への対応につきましては、昨年度の有識者会議の取りまとめにおいて、削除要請や注意喚起（助言・説示）を行うとした場合に、個々にあらかじめ有識者に意見を聞くことは、即応が求められる中にあって迅速性が著しく損なわれることから、原則として、削除要請や注意喚起（助言・説示）にあたっては有識者からの助言を必要としない仕組みとすべきとされたところでございます。事務局としましては、削除要請や助言、説示を行うにあたって、有識者会議の意見を踏まえ、審議会にはまずは基本的な考え方についてお伺いし、府はその考え方に基づいて削除要請や助言・説示を行っていくこととしたいと考えております。個別の差別事象に対しましては、今後設置予定の専門の相談窓口において弁護士などの専門家による支援に努めるとともに、今後、削除要請や助言・説示といった施策を行っていく中で課題が生じた場合には、より効果的な方法について審議会にお伺いしてまいりたいと考えております。
　次に、前回審議会で諮問いたしました事項の項目4の 不当な差別的言動等の定義につきまして、2つのご意見をいただきました。まず、①の不当な差別的言動という表現は、不当でない差別があるように思われるのではないか、 人によって価値判断や解釈のずれが生じてしまう修飾語はなるべく使わない方が良いのではないかといったご意見です。 不当な差別的言動というように、差別に「不当な」を付けた表現は、資料に記載の国の通知や法律においても使用されております。また、昨年制定されました現行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」においても用いられており、今回の改正においても不当な差別的言動等と定義することを検討しています。なお、人によって価値判断や解釈のずれが生じてしまうのではないか、との点については、府民等に改正後の本条例の趣旨が正確に伝わるよう、しっかりと啓発に努めてまいりたいと考えております。
　次に、②の削除要請の対象となる不当な差別的言動とは、特定の個人に向けたものなのか、一般的な社会に向けたものなのかというご意見について、でございます。 今般の条例改正による削除要請や助言・説示の措置は、有識者会議の取りまとめを踏まえ、 被害者が削除要請を行っても削除されず、府に対応を求める場合などに行うこととしており、具体的な被害者がいることを基本として想定しております。従いまして、削除要請等の対象となる不当な差別的言動等については、 特定の個人もしくは当該個人により構成される集団、または特定の地域に関するものとして規定することを検討しているところでございます。この特定の個人により構成される集団ということの趣旨につきましては、 その下の点線四角囲みの中の法務省通知をご参照いただきたいのですが、 集団等に属するものが精神的苦痛などを受けるなど、具体的被害が生じていることや、差別的言動の対象とされた集団の規模などを留意して判断していくことになります。
　前回の審議会でいただきました主なご意見に対しての事務局の考え方については以上でございます。

◎会長

　ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明、主に3点ということでございましたが、前回、皆さんから、いろんなご意見をいただいています。この事務局の説明について、改めて、皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

　少し確認的な話をしておきます。 今のご説明の最初のところですね、削除要請についてということで、不当な差別ということに対して、不当な差別と、誹謗中傷、特に、誹謗中傷というものだけの扱い、あるいは、誹謗中傷と不当な差別が、入り交じっているようなものをどう扱うかということで、先ほどの説明の中では、誹謗中傷の中に、不当な差別ということが認められるようであれば、削除要請の対象になると。それで、その辺りをどうやって見分けるかというご意見が出たと思いますけれども、それについては、しっかりと見分けていくというような、ご説明があったかと思います。

　2つ目の、大阪府人権施策推進審議会への諮問について、特に、個別の事象ですね、それに対して、どのように対応していくかについては、複数のご意見が出ていたかと思います。それについて、今のご説明の中、特に後半の方で、今後設置する、専門の相談窓口で進めていくけれども、さらに、そこで検討を要するような事項があった場合には、この審議会で確認していくんだという、そういうご説明がございました。この進め方でいかがかということだと思います。
　3点目は、不当な差別的言動の定義について、不当でない差別という、そういう言動があるのかということについては、それ自体というよりも、これまでこういう形で、法律、あるいは、条例等で使ってきているので、そのことをしっかりと伝えていきたいということでございました。
　その差別的言動が、個人を特定する表現か一般的な社会なのかについても、一定程度のご説明はいただいたかと思います。

　その辺りについて、ある程度お認めいただけるか、もう少し検討が必要かという辺りのご意見かと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

　前回の会議を踏まえて、事務局の方々に詳しくご説明いただきまして、わかりやすくなったと思います。

1点だけ、質問させていただいてよろしいですか。資料2の1の項目の削除要請のところの点線の囲みの中にある部分ですけれども、削除の対象になるものが不当な差別的言動であるという趣旨についてです。ここで削除要請をするケースというのは名誉感情を侵害するものであると、これは法務省の方もそういう言葉を使っているんだと思うんですが、この名誉感情というのは、基本的に、個人の主観的な感情に左右されるところもあります。どのように判断されるでしょうか。被害者の方が持たれた感情というよりは、このような表現をされれば名誉感情が侵害されるであろうというような客観的な尺度で判断されるという、そういうご趣旨でしょうか。

●事務局

　ありがとうございます。今後の検討になってくると思うんですけども、判例等を精査することによって、例えば、侮辱の程度が強いであるとか、あるいは繰り返し侮辱されているとか、その辺りで一定の、線引きと言いますか、違法性の判断をしていくことになるのかなと思っております。詳細につきましては、そういったことを踏まえまして、部会の方でご意見を賜りたいと思っておりますけれども、今の状況としては判例等をベースとしながら、共通する、ここまでいけば違法だろうというところを探っていくのかなと考えております。

○委員
　ありがとうございます。複数回にわたってとか、客観的な要素もかなり考慮してという、ご意見というか、ご判断で。

●事務局
　左様でございます。例えば1回だけでも、侮辱の程度が、非常に言葉がきついであるとか、色々、その辺りは今後、判例等を精査していきながら客観的な基準というものがいるだろうと考えてございます。

○委員
　わかりました。ありがとうございます。

◎会長
　はい。ありがとうございます。他の委員、いかがでしょうか。

○委員

　例えば、前回申し上げたいじめの法律では、本人が、被害にあったと主観的に感じれば、いじめと扱って調査に入っていくという、厳しめのものになっているんですね。それに対して、今の話だと、何回以上とか、強いとか弱いとか、そういうのを測る何かがあるのかとか、基準があるのか、これから作られるのか、あるいはそこまで、限定しないっていう方向なのか、その時々になるのか、その辺り、今の情勢でいくと、結構、被害者に寄り添う形になってるんじゃないかなと、いじめの案件を見ると思うんですけど、その辺りはいかがなんですか。

●事務局

　被害者への寄り添いにつきましては、今後設置いたします新たな相談窓口ですね。そちらの方でしっかりと寄り添っていきたいと思います。その窓口等に、寄せられたそういう人権侵害情報につきまして、府の方で削除要請する場合には、客観的な基準がいるだろうと考えておりますので、そこで、削除要請を行うか否か、ということについて、現時点での考え方にすぎませんけれども、例えばその侮辱の表現が非常に強い、もしくは、繰り返し侮辱されているというような客観的な基準を作っていって、それに基づいて判断していくことになるかと思っております。

○委員

　ありがとうございます。それを、明記されるというか、そういう基準で判断されているということがどこかでわかるんでしょうか。

●事務局

　そうですね。条例の中ではございませんけれども、どこかでそういったものはオープンにしていく必要があるのかなとは、今のところ、考えております。例えば、条例の逐条解説になるのかもわかりませんけれども、対外的に考え方をオープンにしていく必要があるのかなと考えております。

○委員

　分かるように明記されたらどうかなと思った次第です。 どこかにたどればそれがわかるのか、時々によって物差しが変わるのは、困るかなと。

●事務局

　我々も、おっしゃる通りに考えてございますので、例えばなんですけれども、条例の逐条解説みたいなものを作りましてその中に作っていくのか、別途、削除要請にかかる判断基準みたいなものを別で作りますとか。

◎会長

　他の委員の皆さんからご意見いかがでしょうか。

　それでは、まずは、前回の皆様からのご質問に対しての、事務局からの応答ということでございました。 今のやりとりでも、若干、今後の課題が残っていますけれども、まずは、基本的に、こういう形で進めていくということで、よろしいでしょうか。ご意見があれば、また随時お寄せいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは次の課題に進んで参りたいと思います。

　それでは、答申のたたき台ということになります。皆様、資料の方、ご確認いただければと思います。資料1ということになりますね。 事務局の方から、答申案のイメージの叩き台というものについて説明をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

●事務局
　前回会議での審議内容を踏まえ、 会長と事務局において整理いたしました答申についてご説明いたします。資料1「答申案のイメージ （たたき台）」をご覧ください。初めに、この答申案のイメージ、全体の構成等をご説明いたします。ページを1枚めくっていただくと、目次がございます。「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例について」の下に記載しております、1から5の項目、こちらが前回の審議会での審議項目になります。もう1枚めくっていただいて、2ページです。
　このページから5ページにかけまして、今申し上げた5つの項目について、項目ごとに答申案について整理しております。なお、各項目の冒頭の四角で囲んでいる内容、こちらが答申の趣旨となる部分です。
　こちらの内容を中心にご説明いたします。枠外には、結論に至った理由、または前回の審議会でいただきました提言内容等を整理し、記載しております。
　それでは、1のプロバイダ事業者等への削除要請等に係る規定の追加からご説明いたします。インターネット上の不当な差別的言動等に対するプロバイダ事業者への削除要請や国への通報について、これまで実施してきた同和問題やヘイトスピーチだけでなく、様々な不当な差別的言動等についても対象とし、本条例に規定することは適当であるとまとめさせていただきました。枠外には、その理由としまして、大阪府では、いわゆる同和地区の摘示やヘイトスピーチなど、明らかに不当な差別的言動や差別を助長、誘発する情報に対して、プロバイダ事業者や法務局に対して削除要請等を行い、インターネット上の人権侵害情報の解消に努めてきたというこれまでの大阪府の取り組みについてまず述べた上で、2つ目の丸のところでございますが、インターネット上の差別的言動は今日的課題である、性的指向や、性自認、疾病等を理由とした差別的言動など様々な分野に及んでいることから、削除要請の対象を拡充することが求められているという現状の課題を述べております。その上で、 実施にあたっては、透明性や公正性を確保し、広く府民に対して周知を行うため、条例において根拠を明確にすることは適当であるとしてまとめております。
　なお、削除要請の対象となる不当な差別的言動については、前回の審議会でも様々ご議論をいただいたところでございますが、削除要請の対象となる、明らかに不当な差別的言動については、これまでの取り組み実績などから特定は可能と考えており、今後、削除の対象を拡充するにあたって、まずは不当な差別的言動から削除要請の対象として参りたいと考えております。

　次に、3ページ2の、 行為者への助言及び説示にかかる規定の追加です。プロバイダ事業者への 削除要請や国への通報を行ってもなお不当な差別的言動等が削除されない場合に、発信を続ける行為者に対して行う助言及び説示について、本条例に規定することは適当であるとまとめさせていただきました。枠外には、この理由としまして、プロバイダ事業者への削除要請等を行っても削除されない場合に、削除に向けたさらなる対応として、不当な差別的言動等の発信を続ける行為者に対して、大阪府が必要と認める時には、直接、削除に向けた助言や説示を行うことについては、不当な差別的言動等の解消に資する施策として 適当であると述べております。その上で、実施にあたっては、透明性や公正性を確保し、広く府民に対して周知を行うため、条例において根拠を明確にすることは適当であるとしてまとめております。
　ページをめくっていただいて、4ページ、3の「大阪府人権施策推進審議会への諮問にかかる規定の追加」です。不当な差別的言動等の削除要請等や行為者への助言及び説示を行うにあたっての基本的な考え方、インターネット上の人権侵害情報の解消施策に関する検証及びインターネット上の人権侵害に起因する、社会的影響が大きい事象が生じた場合の対応について大阪府人権施策推進審議会の意見を聞くことについて、本条例に規定することは適当であるとまとめさせていただきました。枠外には、この理由としまして、 大阪府の人権施策を実施するにあたっては、大阪府人権尊重の社会づくり条例において、大阪府人権施策推進審議会に意見を聞くことができると規定されていること、また、インターネット上の人権侵害情報の解消施策についても、より適切かつ効果的に実施するためには本審議会に意見を聞くことが重要であるため、これを条例に規定することは適当であると述べております。なお、2つ目及び3つ目のところには、前回の審議会での本項目における議論のポイントである審議会の意見聴取の対象事項、ならびに具体的な会議運営のあり方を整理の上、 審議会の提言として記載しております。

　まず、2つ目のところです。具体的な聴取事項については、インターネット上の人権侵害解消に向けた施策の検証や、誹謗中傷に対する施策のあり方など、有識者会議において引き続き検討課題とされた事項等についても、本審議会の意見聴取の対象とされたい、また、3つ目の丸のところでは、審議の実施にあたっては、 専門的かつ迅速な検討の必要性から、本審議会に部会を設置することは適当であると述べた上で、なお書きの通り、具体的な会議の運営については、改めて本審議会において検討することとしたい、とのことについて、 審議会の提言として記載させていただきました。なお、この審議会の役割や運営のあり方に関しましては、後ほど議題2のところで事務局からご報告をさせていただきます。
　次に、5ページの上段4の不当な差別的言動等の定義に係る規定の追加になります。削除要請や助言及び説示を行うにあたって、その対象となる不当な差別的言動等の定義を条例に規定することは適当である、とまとめさせていただきました。枠外には、この理由としまして、削除要請等を実施するにあたっては、透明性や公正性を確保し、広く府民等に周知するため、削除要請等の対象となる不当な差別的言動等を条例で規定することは 適当であると述べております。なお、この点につきましても、前回の審議会でも様々ご議論をいただいたところであり、先ほども事務局から補足説明をさせていただいたところでございます。大阪府としましても、改正後の本条例の趣旨が府民等に正確に伝わるよう、しっかりと啓発に努めていく所存でございます。
　最後に、プロバイダ事業者の責務に係る規定の追加です。インターネット上の人権侵害のない社会づくりを実現するためには事業者の協力は不可欠なものであり、本条例に事業者の責務を規定することは適当であるとまとめさせていただきました。枠外には、この理由としまして、インターネット上の人権侵害のない社会づくりを実現するためには、世代を問わず、府民1人1人がインターネットリテラシーの向上、いわゆるインターネット上の情報や事象を正しく理解した上で、その状況を適切に判断し運用する能力の向上ですとか、人権意識の高揚を図ることが重要であるため、施策の実施にあたっては事業者の協力が不可欠であることから、本条例に事業者の責務を規定することは適当である、と述べております。また、最後のパラグラフでは、大阪府においては、府民だけでなく、事業者の理解と協力を求め、 インターネット上の人権侵害の解消に向けた施策を進めていくことが重要であるとして、施策の推進に向けた大阪府の対応について、審議会の提言として記載しております。以上、答申案のイメージをご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎会長
　ありがとうございました。こちらの方は、諮問に対して実際にこういう形で答申を考えているというご説明でした。これについても、前回一度、この前の段階のバージョンを示しましたけれども、それに対して、皆様からご意見いただいたものも含めた、たたき台ということでございます。これにつきまして、ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員
　答申の内容については、本当に、このような形で答申していただくべきであると思っておりますし、インターネット上での人権侵害が非常に多くなっている状況においては、今回の条例改正は、かなり重要であって、さらに踏み込んだものであるということで、私は答申の内容は、この通りでいいのではないのかなと思っているんですが、答申の内容とは少し違うことなのかもしれないんですけれども、 参考にお聞かせいただきたいのは、今回議員提案の条例と伺っているんですけれども、 あえて今回、知事部局から、審議会にかけて改正に至った経緯というのを参考までに教えていただきたいなというところがございます。よろしくお願いいたします。

◎会長
　それでは、事務局の方から、できましたら、基本的なところから少し話していただけたらと思います。他の委員の方にもわかりやすいように。

●事務局

　ご質問、ありがとうございました。お尋ねの条例の改正の件でございますが、現行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」、これが令和4年4月に施行されたものでございます。
　この条例の、最後、附則の2項のところで、検討という項目がございまして、「知事は、この条例の施行後1年を目途として、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策、学識経験を有する者等で構成される当該施策に関する検討会議の設置等及び府の組織体制について検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。」とございます。この附則を受けまして、昨年度、有識者会議を設置いたしまして、1年間かけてご議論をいただいた結果を踏まえ、意見の取りまとめをいただいたところです。 その取りまとめに基づきまして、実効性のある施策ということで、先ほども説明がありました、インターネット専門の相談窓口の設置等々の施策を、今年度、実施することとしております。また、有識者会議でいただいた意見の中で、この条例を改正した方がいいと思われるものについて、我々事務局の方で検討いたしまして、今回、改正の検討をさせていただいているということでございます。

○委員

　ありがとうございました。よく理解できました。

◎会長

　それでは、その他にご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

○委員
　1点だけ、お伺いしたいんですけれども、事業者の責務という部分でございますが、この趣旨としましては、事業者の方々に理解していただき協力していただくという趣旨だと思います。ただ、見出しが責務という強い言葉になっておりまして、若干言葉の意味、語感としては趣旨がずれるように思います。条例等では協力要請でも責務と書くことはよくあるのだということであれば、一般的に事業者の方も理解されると思いますが、 そうでない場合に責務という言葉が一人歩きする可能性はないのでしょうか。

●事務局
　ありがとうございます。大阪府の方で、他の人権に関する条例の中でも、規定されているものでございまして、事業者の責務という、柱を立てて表現しているところでございます。規定の内容は全て、いわゆる努力義務と言われるものでして、推進に協力するよう努めるものとするというような、結びが、努めるものとするというものでございますので、今回のこの改正案にあたっても、結びとしてはそういった結びにさせていただこうと考えております。 内容は、インターネットリテラシーの向上等について、事業者としても、従業員の方を対象に取り組んでいただけたらという思いで規定をさせていただきたいという趣旨でございます。

○委員
　はい、ありがとうございます。よくわかりました。

◎会長
　ありがとうございます。 そうですね。事業者の方については、責務という、言葉だけで言うと結構踏み込んだ形になって、前回ありましたけれども、行為者については助言とか説示になるという辺りも、おそらくそういうバランスあたりの感覚もあるのかなということですよね。ただ、今のご説明では、責務と言いながらも、内容に合わせた形での説明になるということでした。他にいかがでしょうか。

○委員

　不当な差別的言動等という言葉が規定の中に盛り込まれるけれども、先ほど出ていた誹謗中傷という文言は入らないということでよろしいですか。その上で、実際にどのようにこれが動いていくのかが、まだあまりわかっておりません。まず、差別的な言動をされたという人がある程度の証拠を持って削除要請をしてくると、大阪府の方で何らかの形で調査に入る、さらにこの審議会、もしくは審議会の部会に問い合わせが来るという流れになるのでしょうか。どういう風に動いていくのかイメージしづらいので、ご説明いただければと思います。

●事務局

　現行のインターネット条例の第2条の第1項に誹謗中傷等の定義付けをしております。 その中で、インターネット上において誹謗中傷、プライバシーの侵害及び不当な差別的言動等による権利を侵害する情報と定義されておりまして、このうち、不当な差別的言動を対象に、今回、削除要請でありますとか、助言及び説示を行うという規定を追加するため、改めてこの不当な差別的言動等についての定義を、条例上に明確に、位置付けようとしております。今後の手続きですが、府民の方が、被害者として、不当な差別的言動を受けられて、ご自身で、例えば法務局であるとか、プロバイダ事業者に削除要請をして、それでも削除されない場合に、大阪府の方へ相談いただきましたら、府の方で、その点、不当な差別的言動であるというのを判断します。この判断が、先ほど申しました、審議会で設置を予定しております部会の方で、基本的な考え方を整理いただいて、整理いただいた基本的な考え方に照らして、これは該当するものであるという判断が一定されれば、府の方でも、削除要請に取り組んだり、行為者が分かった場合に、その方に、被害者の方の求めに応じてになるんですけれども、注意喚起を行ったりするという、こういった一連の手続きを、今のところ想定しております。

○委員

　わかりました。審議会もしくは部会で何らかの基準を設けて、その基準に従って、大阪府の方で削除要請するかどうかの判断を迅速に行っていくという、そういう流れでよろしいですか。

●事務局

　はい、結構です。

○委員

　ありがとうございます。

◎会長

　そうですね、その辺り、進め方含めてというのもあるかと思いますし、この条例の射程と言いますか、単に個別個別というよりも、ちょっと啓発的なものも含めてという意味合いのものも出てくるとは理解していますので、ちょっと広い形で考えていこうかなというお話でした。

　他に皆さんからご意見ございますでしょうか。

○委員

　ご説明ありがとうございます。先におっしゃられたプロセスは、たたき台案に関してではないのですが、わかりやすいように明示される予定はありますか。

●事務局

　今後、この条例が、無事に可決、成立されまして、府民の方に、実際にご利用いただくところではもちろん、わかりやすいように、こういった流れになりますというところを、 ホームページ等を通じて、周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

○委員

　ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。以上です。

◎会長
　審議会の方からの意見として、色々まとめられるかと思いますが、現行の第3条の、府の責務という辺りもありますので、その辺りを見ると、抑制するための施策を実施するわけですので、色々、広めに言ってもいいのかなという感じもしているわけでございます。その辺りは、また、審議会で、色々検討できればと思っております。ありがとうございました。これについて、この後の手続きとしては、この辺りを取りまとめて、実際に上げてほしいという風な流れになっていきます。大体、この方向でよろしいですか。

　それでは、大体、意見は出尽くしたように思われますので、よろしいですかね。条例の改正については、6月26日に諮問を受けました。今回、前回と、審議をしてまいりました。これまでの審議を踏まえて、私と、事務局で、皆さんからのご意見も踏まえまして、答申案を取りまとめて、それを委員の皆様にご確認いただいたものを知事への答申という流れで進めてまいりたいと考えております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
　ありがとうございます。それでは、ご了解いただきましたので、そのような形で進めさせていただきます。
続きまして、もう1つ議題がございます。もう1つの議題は、前回の審議会でも、複数の方から、ご意見いただきました人権施策推進審議会の部会について、でございます。改正条例案では、府が削除要請等や助言・説示を実施するにあたっての基本的な考え方、施策の検討等について審議会の意見を聞くことになります。本条例が大阪府議会での審議を経て施行されることになりますと、速やかにこれらに対応するための準備が必要となってまいりますので、このことについて事務局から説明をよろしくお願いいたします。

●事務局

　ただいまご審議いただきました改正条例案が、今後、議会の審議を経て可決、成立した場合に、本審議会に設置を予定しております部会についてご説明いたします。

　資料3をご覧ください。まず、部会の構成についてですが、人権、インターネット、法律に精通する少数の委員3名程度で構成する部会を設置させていただきたいと考えております。
　次に、部会の役割について、でございますが、削除要請や行為者への説示を行うにあたって、その対象となる情報の設定などの基本的な考え方など、資料に記載の3点についてご意見をお聞きすることとしております。

　改正条例の成立後、次回の審議会までに、事務局において、審議会規則の改正や新たな委員の委嘱の手続きを進めさせていただきたいと存じます。現在の大阪府人権施策推進審議会規則では、委員定数が12人以内となっており、12人の委員にご就任いただいております。今般、部会を3名程度で構成したいと考えておりますことから、3名全員が新任になる場合を想定し、3名プラスして15人以内とすること、また、現在の審議会規則では 部会の定数の規定がございませんので、部会の定数として3名以上との規定を設けることとしたいと考えております。次回の審議会は11月頃の開催を予定していますが、次回の審議会では、会長による部会委員、 部会長の指名のほか、部会でご審議いただく事項やその決議の取り扱い、審議会へ報告を要する事項についてなど、部会における審議事項の取り扱いについてご議論いただきたいと考えております。 部会についてのご説明は以上になります。

◎会長

　はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありました。部会の運営方法については、次回ですね、条例施行後の11月頃に開催するこちらの審議会でご議論いただくことになります。これまでに、大阪府人権施策推進審議会規則の改正、あるいは、新たな部会の委員の選任などについての手続きを行うということになります。今の説明を含めまして、皆様の方からご質問等あったらお願いしたいと思います。先ほどあった通り、つまり、審議会の委員の人数等についても、変わっていくということになるわけですが、その辺りについてもご意見いただければと思います。いかがでしょうか。あらかじめ前回のところでご意見ありました、部会の進め方については、実際にはこれから話し合うことになりますけれども、部会での議決と、審議会での議決の関係をどうするかという点があったかと思います。原案ですと、部会での議決を以て進めていくということですけれども、前回、皆様からのご意見の中には、その部会の意見を一応、審議会で、最終的に、議決してはどうかというあたりのご意見もあったかと思います。その辺りの進め方、含めまして、今後ということにもなりますけども、あらかじめ、また、ご意見があればということで、いかがでしょうか。

　事務局にもう一度確認ですけど、11月頃に、こちらのこの審議会を開くことになるんですけれども、その時には、これを皆さんに見ていただければ、いわゆる新たな委員の選任の手続きを進めていくということですけど、その時点では、もう委員という形になってるのか、その辺りの準備状況がどうなるか、という辺りを少し、11月に向けての、イメージをさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

●事務局

　ありがとうございます。今事務局で考えておりますのは、次回の審議会の際には、新たに委嘱をした委員の方に、その会議に出席をいただく予定をしております。その上で、現行の規則にもございます通り、部会長、及び部会員を、会長に指名いただいて、部会の設置ということを正式に決めたいということと、あともう1つは、先ほど、会長からご説明をいただいた通り、 部会での審議の取り決めをどうするのか、この本審議会との関係をどうするのかというところについて、この審議会の委員の皆様で審議いただいて決定をしていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○会長

　これは、先ほどのたたき台の方にありましたように、たたき台の大きな3番ですかね、諮問に関わる規定の追加の中で、本審議会に部会を設置することは、適当であるという形で出していきますので、それを受けて部会が設置されていくと。その部会の実際の委員、及びそこがどこまでやっていくか、ということの最終の確認ということ、それは11月ということですけど、そこまでも進んでまいりますので、そういう進め方でよろしいかということでございます。特にこの点はご意見ございませんか。こういう形で。そうしますと、そこまで具体的な形で流れていきますので、先ほどの、皆さんから色々ご意見いただきましたインターネット上の様々な課題に対して、少しでも、 早い形で対応できるようになればということになるわけでございます。

　それでは、特にご意見がないようでしたら、お認めいただけるようでしたら、ありがとうございました。

それでは、この形で進めてまいります。なお、この部会について、具体的な、先ほど言ったような形での運営方法等については、委員の皆様のご意見いただいただくことになりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

●事務局

　会長、議事進行ありがとうございました。本日は、ご審議いただきまして、本当にありがとうございました。皆さんからいただいたご意見を踏まえまして、これから、会長からもご指示をいただき、事務局で、作業を進めてまいりたいと考えております。なお、最終的に、委員の皆様にご確認をいただいた上で、会長から、知事への答申をいただきたいと考えております。委員の皆様には、お忙しい中、お時間をいただきまして、本当にありがとうございました。今後、審議会からいただきます答申を踏まえまして、パブリックコメントを経て、9月議会に、改正条例案の上程を目指してまいります。引き続き、大阪府の人権行政の推進に、ご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、簡単ではありますけれども、お礼のご挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

　委員の皆様には、非常にタイトなスケジュールであったにもかかわらず、多くの貴重なご意見をいただき、改めて感謝申し上げます。 それでは、これをもちまして、第45回大阪府人権施策推進審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。